

(別紙様式2)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 佐賀県
 農業委員会名： 佐賀市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	10,000	638				10,700
経営耕地面積	9,666	505	254	251		10,171
遊休農地面積	5	113	108	5		118
農地台帳面積	10,598	1,124				11,722

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	3,030
自給的農家数	690
販売農家数	2,340
主業農家数	791
準主業農家数	488
副業的農家数	1,061

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	4,021
女性	1,885
40代以下	639

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	967
基本構想水準到達者	48
認定新規就農者	50
農業参入法人	56
集落営農経営	90
特定農業団体	0
集落営農組織	90

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 令和 3年 3月 31日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	24	24
認定農業者	—	18
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	2
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	39	39	19

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		10,700ha	8,911ha
課 題	利用権設定等促進事業や農地売買等特例事業などを活用し、担い手への農地集積を図っているが、一方で、農地の分散錯圃の抜本的な解決までには至っていない。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
8,950ha	8,874ha	— ha	99.2%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	優良な生産基盤の確保と農地の効率的な利用調整を図るため、利用権設定等促進事業や農地売買等特例事業、農地中間管理事業などを活用し、担い手への農地集積を推進する。
活動実績	農地の利用については、年間を通して、利用権設定等促進事業などを活用し、担い手への農地集積を図った。 また、農地の売買については、農地売買等特例事業を活用し、担い手への農地集積を図った。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	収用等により管内の農地面積が減少し、これに伴い集積していた面積も減少したことにより、集積面積は未達となった。
活動に対する評価	平坦地域では、利用権設定等促進事業や農地売買等特例事業などを活用し、担い手への農地集積が図られた。 一方、中山間地域では、耕作条件不利や担い手不足などにより、担い手への農地集積が進んでいないことから、担い手への農地集積を図る必要がある。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	H29年度新規参入者数	H30年度新規参入者数	R1年度新規参入者数
	18経営体	12経営体	12経営体
	H29年度新規参入者が取得した農地面積	H30年度新規参入者が取得した農地面積	R1年度新規参入者が取得した農地面積
	8.8ha	4.9ha	6.8ha
課題	近年、農業への新規参入者数は目標を達成しているが、一方で、施設園芸等での参入が多いため、1経営体あたりの農地取得面積は1ha以下の少ない面積で推移している。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
12経営体	21経営体	175%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
8.2ha	11.6ha	141.5%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	関係機関と連携し、ワンストップ就農相談会等において新規参入者への農地のあっせんを行う。 加えて、関係機関と連携し、農業への新規参入を促進する。
活動実績	市農業振興課や県普及センターと連携し、ワンストップ就農相談会等を通じて、新規参入者への農地のあっせんを行った。 また、市農業振興課や県普及センターと連携し、農業への新規参入希望者に対する指導や支援を行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	新規参入については、関係機関等と連携して新規参入希望者を支援したことなどにより目標を達成した。
活動に対する評価	新規参入に関しては目標を達成しており、今後も引き続き、関係機関と連携して活動していく必要がある。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A) 10, 818ha	遊休農地面積(B) 118ha	割合(B/A×100) 1. 09%
課 題	農地制度の周知を行うとともに、農地パトロール等により、耕作放棄地の発生防止・解消を図り、借入希望者へのあっせんなどに積極的に取り組む必要がある。 また、再生不可能な農地については、引き続き非農地通知を発行することにより、守るべき農地の明確化を図る必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
9ha	5ha	55. 6%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	72人	7月～8月	9月
	調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・荒廃農地調査 ・農地パトロール ・戸別訪問 		
	農地の利用意向調査	調査実施時期: 10月～11月		
その他の活動				
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		69人	7月～9月	9月～10月
	農地の利用意向調査	調査実施時期 11月	調査結果取りまとめ時期 12月	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 145 筆	調査数: 0 筆	調査数: 0 筆
	調査面積: 9. 4 ha	調査面積: 0 ha	調査面積: 0 ha	
その他の活動				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農地利用状況調査や農地利用意向調査の実施、また、森林・原野化した農地に対し、非農地通知を発行したことにより、遊休農地を減少させることができた。
活動に対する評価	遊休農地の所有者への指導については、随時行うことができた。 また、市内全域の農地について、利用状況の調査を行うことができた。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	10,700ha	0ha
課 題	違反転用については、農地法の理解不足と考えられ、農地所有者等に対しては法律の啓発活動等が引き続き必要である。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
0ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	①転用申請等の際に判明した違反転用については、農業委員・推進委員と事務局職員で現地確認等を行い、違反転用者に対し是正指導等を行う。 ②農地パトロールを実施し、過去に許可を受けた目的と異なる用途で使用されていないかを確認し、状況に応じて是正指導等を行う。 ③違反転用防止のために啓発活動を行う。
活動実績	①転用申請等の際に判明した違反転用については、農業委員・推進委員と事務局職員で現地確認等を行い、違反転用者に対し是正指導等を行った。 (令和2年4月～令和3年3月) ②農地パトロールを実施し、過去に許可を受けた目的と異なる用途で使用されていないかを確認し、状況に応じて是正指導等を行った。 (令和2年4月～令和3年3月) ③違反転用防止のために啓発活動を行った。 (令和2年4月～令和3年3月)
活動に対する評価	違反転用の是正指導については、計画通り行われ、判明した違反転用については、すべて年度内に解消した。 今後も、発生防止及び早期発見、早期指導のため、引き続き啓発活動が必要である。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等、詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数:133件、うち許可133件及び不許可0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、複数の農業委員・推進委員及び事務局職員で現地調査を行い、必要に応じて申請者に対する聞き取り調査を実施している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに個別審議しており、案件の内容によっては申請人説明を求めている。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	毎月審議された全案件について、審議結果等をホームページ及び事務局窓口で公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28日	処理期間(平均)	28日
	是正措置	-			

2 農地転用に関する事務

(1年間の処理件数:187件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、複数の農業委員・推進委員及び事務局職員で現地調査を行い、必要に応じて申請者に対する聞き取り調査を実施している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに個別審議しており、案件の内容によっては申請人説明を求めている。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	毎月審議された全案件について、審議結果等をホームページ及び事務局窓口で公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から42日	処理期間(平均)	30日
	是正措置	-			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		43 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		42 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		1 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		1 法人
	提出しなかった理由	休業中のため	
	対応方針	休業中であっても提出の必要があることから、引き続き、提出を求める。	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数 2, 201件	公表時期 令和3年2月
	是正措置	[情報の提供方法] ホームページ、窓口	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 2, 428件	取りまとめ時期 令和3年3月
	是正措置	[情報の提供方法] 毎月の総会資料として、ホームページで公開している。	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	10, 700ha
		[データ更新] 毎月の総会終了後、農地の権利移動や転用等について、情報を更新している。 また、毎月、固定資産税課税情報と照合し、補正を行っている。	
	是正措置	[公表] 全国農地ナビで公表している。	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	<p>〈要望・意見〉 地域農業者等から、「稼げる農業の確立」、「担い手の育成と確保」、「生産基盤づくり」、「生産者と消費者の相互理解の促進」、「農山村の振興」についての意見が出された。</p> <p>〈対処内容〉 これらの意見を集約し、「令和2年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書」として、令和2年9月30日に佐賀市長へ提出した。 そして、この意見書に対する回答書が、令和2年10月28日に、佐賀市長から当農業委員会へ提出された。</p>
農地法等によりその権限に属された事務	<p>〈要望・意見〉 耕作者が減少している中、参入しやすくするために下限面積を引き下げるべきという意見が出された。</p> <p>〈対処内容〉 令和3年3月定例総会で審議した結果、令和3年4月1日から大和町松梅地区及び八反原地区並びに富士町及び三瀬村は30アールから10アールへ、これ以外の地区は50アールから30アールへ下限面積を引き下げた。</p>

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

ホームページで公表している

その他の方法で公表している

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 1件

提出先及び提出した意見の概要	<p>〈提出先〉 佐賀市長</p> <p>〈意見の概要〉 「稼げる農業の確立」、「担い手の育成と確保」、「生産基盤づくり」、「生産者と消費者の相互理解の促進」、「農山村の振興」についての5項目を、「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」として提出した。</p>
----------------	---

3 活動計画の点検・評価の公表

ホームページで公表している

その他の方法で公表している